

有田川町長・町議会議員 一般選挙

投票日は平成30年1月28日(日)

問い合わせ／有田川町選挙管理委員会（吉備庁舎総務課内）

有田川町長・町議会議員一般選挙が平成30年1月23日(火)に告示され、1月28日(日)に投票が行われる予定です。
町の代表者である町長と、私たちの声を町政に反映させる町議会議員を選ぶ大切な選挙です。

投票日

●日時／平成30年1月28日(日) 7時～

●場所／各地区の投票所

※投票終了時刻は投票所によって異なります。投票所入場券をご覧ください。

投票できる人

次の2項目に当てはまる人が投票できます。

- ・平成12年1月29日以前に生まれた日本国民で、投票日に選挙人名簿に登録がある、欠格事項(公民権停止など)に該当しない人
- ・平成29年10月22日以前から、引

き続いて有田川町内に住民登録している人

※平成29年10月23日以降に転入の届け出をした人は投票できません。

投票所入場券

有権者の皆さまに「投票所入場券」を送付します。これは選挙権の有無の確認を円滑に行うためのものです。

もし入場券が届かなかつたり紛失したりしたときでも、選挙権がある人は投票ができます。遠慮なく有田川町選挙管理委員会にお申し出ください。

期日前投票

投票日当日に仕事や学業、冠婚葬祭、レジャーなどで投票できない見込みの人は、期日前投票をご利用ください。

選挙の告示日の翌日から投票日前日までの期間、町内に設け

る期日前投票所で投票ができます。

投票方法は、投票日当日と同じく、投票箱に直接入れていただく形です。期日前投票所の場所などの詳細は来月号の広報ありだがわに掲載します。

不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した施設(指定病院や指定老人ホームなど)に入院・入所中の人は、その施設内で不在者投票ができます。

また、長期出張などで他の市区町村に滞在している人は、滞在地の市区町村で不在者投票ができます。

いずれの場合も、不在者投票を行うには投票用紙の請求が必要です。郵送などに時間を要しますので、早めに、それぞれの指定施設や有田川町選挙管理委員会に申し込んでください。